

○盛岡・紫波地区環境施設組合議会が管理する行政情報に関する盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例施行規程

平成18年 3 月16日 議会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例（平成18年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 2 号）の施行に関し、議会が管理する行政情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(行政情報の公開等)

第 2 条 行政情報の公開等については、管理者が管理する行政情報に関する盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例規則（平成18年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第 1 号）第 2 条に基づく町長が管理する行政情報に関する矢巾町行政情報公開条例施行規則（平成11年矢巾町規則第19号。以下「矢巾町規則」という。）の例による。ただし、矢巾町規則第 6 条第 3 項及び第 8 条の規定は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。